

仕事の疑問
相談室
鳥取労働局

本日のコロナ感染者は...

業務中に感染したら
労災になるのかな?

Q 職場の同僚が新型コロナウイルスに感染した場合、業務中に感染した場合は、労災になりました。業務でやられる場合には、労災

A 労働者が新型コロナウイルスに感染した場合、業務で感染した場合は、労災保険の対象となりますか。

業務で新型コロナウイルスに感染した場合は労災になりますか

保険給付の対象となり、明しない場合は、労働基準監督署が個別事案ごとに調査し、給付の医師、看護師、介護従事者等の医療関係者が新型コロナウイルスに感染した場合、感染経路を確認し、業務外で感染したことが明らかである場合は、感染経路を断じます。例えば、顧客との接触の機会が多い小売業、販売業務やバス・タクシー等の運送業務に就いている場合は、原則として給付の対象となり、従事していた場合は、相対的に感染リスクが高いと考えられ、潜伏期間内の業務従事状況や一般生活状況を調査し、個別に業務との関連性を判断します。

また、感染経路が判明しない場合は、労働基準監督署に相談してください。

鳥取労働局労働基準部労災補償課 電話0857 (29) 1706